

## 見附市選挙管理委員会告示第45号

令和7年11月30日執行の見附市長選挙における見附市の期日前投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により読み替えて準用される同法第39条の規定により次の場所に設ける。

令和7年11月23日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 真砂子

期日前投票所を設ける場所 ネーブルみつけ 研修室1